

全国社会保険委員会連合会

会 報

令和6年9月 第37号



平成6年11月14日全国社会保険委員会連合会設立総会

全国社会保険委員会連合会創立 30 周年

全国社会保険委員会連合会は、都道府県社会保険委員会連合会の健全な育成と会員相互の連絡調整を図り、全国的な観点から社会保険制度を充実・強化し、社会保険事業の円滑な運営に寄与することを目的として、平成6年11月14日に設立され、本年度30周年を迎えることとなりました。

今後とも会員の皆様のご理解ご協力のもと社会保険事業の円滑な運営に寄与してまいりますのでご理解・ご協力賜りますことをお願い申し上げます。

全国社会保険委員会連合会 第34回定期総会 開催報告

令和6年6月13日(木) 全国社会保険委員会連合会第34回定期総会がTKP品川カンファレンスセンターにおいて開催されました。開催に当たり出浦会長の挨拶に続き、厚生労働省年金局・保険局、日本年金機構及び全国健康保険協会より来賓挨拶を頂きました。

その後議事に入り、「令和5年度事業報告並びに収入支出決算」、「令和5年度決算剰余金処分(案)」、「令和6年度事業計画(案)」並びに収入支出予算(案)について審議をお願いし、いずれも「全員の賛成」により承認可決されました。

令和5年度事業実施報告として

① 都道府県社会保険委員会連合会との連携強化

② 厚生労働省等関係機関との連携状況

③ ブロック会議への開催支援等

④ 「年金シニアライフセミナー」の開催支援(25府県、53会場で実施)

⑤ 全委連携関紙「会報」配布(10万1千部)

⑥ 「厚生年金保険の早わかり」配布(2万2千部)等が報告されました。

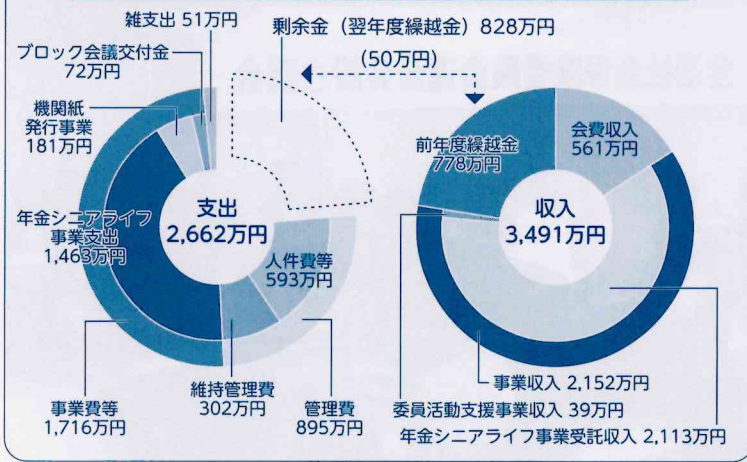
令和5年度収入支出決算については、

収入総額が3490万6101円、支出総額が2662万4625円となり前年度からの繰越金(777万7897円)を除いた単年度の実質的収支は50万3579円の黒字決算となつ

たことが報告されました。

一方、令和6年度については、①関係機関との連携強化、②ブロック会議の開催支援、③「年金シニアライフセミナー」の開催支援、④「会報」の発行など、収入、支出それぞれ3593万2千円の予算で事業を行うことが提案され、両案とも承認されました。

令和5年度収入支出決算の概要



出浦会長挨拶

総会の開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は、皆様方には大変お忙しい中、また遠路ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

また、来賓として公務ご多忙のところ、常日頃ご指導いただいております厚生労働省及び日本年金機構並びに全国健康保険協会からもご臨席を賜り、第34回定期総会を開催できますことを心から感謝申し上げます。後ほどご挨拶を頂戴したいと思います。

皆様方には、日頃から当連合会の事業運営につきまして、格別のご理解ご協力を賜り重ねて御礼申し上げます。

さて、本年度は、平成6年11月に全国社会保険委員会連合会が設立して30周年の年となります。

この間、社会保険庁が平成21年12月に廃止、日本年金機構に引き継がれ、社会保険委員制度での社会保険委員は、厚生労働大臣委嘱の年金委員とし、また、都道府県委員会、委員会連合会及び当連合会も平成21年第17回理事會総会で組織の継続が決定され現在に至っております。

社会保険委員制度下での社会保険委員数が平成12年1月末の210,939人をピークとし

て減少してりましたが、厚生労働大臣の委嘱による年金委員数としては日本年金機構のご尽力により増加傾向にあります。令和5年度末では13万人を超える状況です。

しかしながら、委員会への加入者数については、減少に歯止めがかからない状況が続いておりますので、引き続き加入者増に向けて厚生労働省、日本年金機構と協議を進めてまいります。

次に、年金制度は、令和6年は5年に一度の財政検証が行われ、先般、令和6年度財政検証の基本的枠組み、オプション試算(案)が社会保障審議会年金部会で示されました。今後、議論が進み制度改正が実施されることとなります。

さらに、日本年金機構においては、厚生労働省から示された第4期中期目標を踏まえた中期計画及び2024年度計画に基づいた事業が進められることと思います。

こうした制度の大きな変革の中、各事業所における年金委員の果たす役割は、非常に重要であります。その活動に対する事業主や被保険者から寄せられます期待もさらに大きなものとなっております。

当連合会としても、制度の普及啓発の担い手として皆様方の力を結集して、引き続き社会保険事業の円滑な運営に積極的に寄与したいと考えております。今後とも、厚生労働省及び日本年金機構並びに全国健康保険協会、関係団体の更なるご指導ご支援をお願いしてまいります。

本日は、「令和5年度事業報告」「収支決算」及び「令和6年度事業計画並びに収支予算案」

等につきまして、ご審議いただくこととしてお集りいただいているところでございます。

今後とも当連合会事業が円滑に進められますよう、令和6年度におきましても、これまでと同様の事業を実施することを基本としておりますので、何卒ご理解を賜わりまして、本日予定しております議事がスムーズに終了いたしますようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

来賓挨拶

年金局事業企画課 樋口俊宏課長

磯貝課長補佐代読

厚生労働省年金局事業企画課の磯貝でございます。本来ですと、課長の樋口が伺いましてご挨拶を申しあげるところでございますが、所用がございまして私が代理で参りました。

樋口から挨拶を預かってきておりますので代読させていただきます。

令和6年度の全国社会保険委員会連合会の定期総会が開催されますことに、まずは心からお喜びを申し上げます。

また、出浦会長を始め、ご臨席の皆様には、日頃より公的年金事業の円滑な推進及び制度の普及・啓発に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

今年度は、5年に一度の財政検証を行うこととしており、これを受けて行うこととなる次期年金制度改正に向けて、さらなる短時間労働者の適用拡大などを含め、社会経済や労働市場の変化に対応した制度の在り方について、引き続き議論を深めてまいります。

次に、年金事業が正確かつ確実に行われていることは欠くことのできない社会インフラであり、厚生労働省といたしましては、年金事業の円滑な運営に向けて全力で取り組んでいます。

具体的に申し上げますと、厚生労働省と日本年金機構の一体的な連携の下、今年度から新たな計画に基づき、国民年金や厚生年金保険の適用・徴収対策の推進や、迅速で正確な事務処理の実施、ねんきん定期便やねんきんネット等を活用したわかりやすい情報提供の促進などに取り組んでいるところであり、引き続き、これらの取組を着実に進めてまいります。

また、皆様の手続き負担の軽減、効率化を図る観点から、比較的規模の小さい事業所への取組として、年金機構が提供する届書作成プログラムの改善等、電子申請を利用しやすい環境を整え利用拡大につながるよう検討しています。

さらに、老齢年金請求書の電子申請を今月から開始した他、昨年は、「公的年金等の源泉徴収票」の電子送付や確定申告との連携、扶養親族等申告書の電子送付・申請を可能とするサービスなどの拡大を進めております。

続いて、年金制度改正法の施行について、本

年（令和6年）10月には、従業員51人以上規模の企業に勤務する短時間労働者に適用が拡大されます。また、いわゆる「年収の壁」については、若い世代の所得向上や人手不足の解消の観点から、「年収の壁・支援強化パッケージ」を昨年（令和5年）10月から開始しております。事業主や従業員であるパート・アルバイトの方々にメリットをご理解いただくと、周知広報に取り組んでいくところです。

年金の事業運営は、被保険者・受給者の方々や事業所の皆様方の正確なご理解をいただいてこそ円滑に進められるものであり、年金制度の普及・啓発活動にご協力いただいている皆様方の役割は、大変重要と考えています。

厚生労働省といたしましても、日本年金機構と連携して、年金委員の皆様への活動支援体制の強化に取り組んでまいりますので、引き続き特段のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、全国社会保険委員会連合会の益々のご発展と、お集まりの皆様のご健勝、ご活躍をお祈りして、私からの挨拶とさせていただきます。

保険局保険課

全国健康保険協会管理室

高橋賢治室長

健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症にかかる感染症法

上の位置づけが変更され1年が経過し、コロナ禍前の生活に戻りつつある中、社会保険の適用や社会保険料の納付をはじめとする各種手続きが滞りなく行われるよう、健康保険委員の皆様お一人お一人をはじめとする関係者にご尽力いただいていることに、改めて感謝申し上げます。さて、昨年6月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立いたしました。

これを受け、本年12月2日より現行の健康保険証の発行を終了し、今後はマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとなりました。

マイナ保険証を利用することで、患者本人の健康・医療情報に基づくより良い医療を受けることができることや、医療費が高額になった場合に限度額を超える支払の免除が受けられるなどのメリットがあります。

更に今後は、リアルタイムでの薬剤情報の連携が可能な電子処方箋が普及し、電子カルテ情報の共有も令和7年度中に本格稼働する予定です。

また、診察券や公費負担医療の受給者証との一体化や、救急医療における患者の健康・医療データの活用も予定されており、スマートフォンへの電子証明書の搭載が広がれば、利便性が更に向上することが見込まれます。

本年12月からのマイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向け、健康保険委員の皆様にご協力をお願いします。

1点目は、「正確なマイナンバー」を「早期に登録する」ことについてです。

マイナ保険証のメリットを受けていただくためには、保険者が保険資格データを医療保険者向け中間サーバーに速やかに登録することが不可欠ですが、そのためには、事業主や加入者の皆様が正しいマイナンバーを記入し、速やかに保険者に届け出いただくことが重要です。

省令において、資格取得届などへの個人番号の記載義務を明確化したほか、事業主は5日以内に保険者に届出すること、保険者はその届出に基づく資格データを5日以内に登録することも規定しております。

皆様におかれましても、データ登録の早期化について、重要性をご理解いただき、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

2点目は、加入者情報のお知らせ送付へのご協力をお願いします。

昨年春以降、保険者が登録した加入者データに誤りがあったことにより、別の方の資格情報が紐付いてしまう等の事案が生じ、国民の皆様にご心配をおかけしましたこと申し訳なく思っています。

登録済のデータについては、保険者において総点検を行うとともに、全てのデータを住民基本台帳情報と突合し、なお一定の不一致があったものは、一度閲覧停止措置を講じたうえで、確認を行う作業を今年4月まで行ってきました。

この確認作業の終了を踏まえ、被用者保険においては今年の7月から、原則すべての加入者

の方に対して、保険者が把握している加入者情報及び個人番号の下4桁を送付いたします。

この送付に当たっては、事業主の皆様を經由して確実に加入者の皆様にお届けすることとしており、ご負担をおかけしますが、安心してマイナカードを保険証として利用できるよう、ひいては社会全体のデジタル化を進めていけるよう、ご協力をお願いいたします。

健康保険事業の推進・発展のため、健康保険委員お一人お一人が一層ご活躍いただけるよう、厚生労働省において支援してまいります。引き続き、健康保険事業の推進・発展にご協力いただけますよう、何卒よろしくお願いいたします。

日本年金機構 草刈俊彦理事

ただいまご紹介にあずかりました日本年金機構の草刈でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

全国社会保険委員会連合会におかれましては、社会保険委員の連携の強化、活動の活性化等を目的といたしまして、平成6年に設立されて以降、長年にわたり、公的年金制度の円滑な運営、日本年金機構の業務運営に関しましてご理解とご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

また、年金委員の皆様には、企業内における社会保険関係手続の指導をはじめ、従業員からの相談対応や年金制度説明会の開催など幅広く活動いただいております。皆様のご尽力に重ねて御礼申し上げます。

委員の皆様には、従業員の皆様に正しい知識や情報を的確にお伝えいただくなど重要な役割を担っていただいております。日本年金機構におきましては、今後も必要な協力連携や支援に取り組んでまいります。ここからは少々お時間をいただきまして、当機構の事業規模、取組等についてご報告させていただきますと思います。

当機構は、公的年金制度を実務として執行する唯一の執行機関・組織であります。当機構の事業規模を申し上げますと被保険者の総数は約6,800万人、徴収している社会保険料の総額は年間39兆円であります。また年金受給者数は、約4,000万人、その支給額は、我が国の名目GDPの約1割に当たる53兆円であります。まさに、年金制度の適正かつ安定的な運営が、我が国社会の安心と安定に大きな役割を果たしていることがご理解いただけると思います。

当機構におきましては、本年度より5年間に及ぶ第4期中期計画がスタートしたところでございますが、その初年度である令和6年度の組織目標であります、「更なる高みへの挑戦―信頼され続ける組織であるために―」としてございます。

令和元年度から令和5年度までの前中期計画におきまして、お客様の信頼のパロメーターとして位置付けております国民年金保険料の納付率が、機構設立後、初めて80%台に到達したことと示されますように、当機構は着実に適用・徴収・給付・記録管理等の基幹業務につきます

て実績を積み上げてきました。

この現状に満足することなく、お客様に信頼され続ける組織であるために、全職員がもう一步「更なる高みを目指す」という心構えを持って前に進んでいきたい。そう言った想いを組織目標に込めています。

お客様の信頼を得ること。

それは、当機構のミッションである「年金制度の正確かつ公正な運用によりまして、無年金・低年金を防止し、お客様の将来への不安を和らげる経済的基盤・安心を提供」すべく、「適用されるべき方を適用し、徴収すべき保険料を徴収し、正確な記憶に基づきまして確実に給付をする」という基幹業務を遂行する。また、デジタル化等によりまして、お客様の利便性や事務の正確性の向上を図りつつ、更に実績を積み上げることです。

当機構のミッションの遂行にあたりましては、年金制度の周知・啓発が大変重要であると考えておりまして、これには、全国の職域型年金委員、約13万人の皆様のご協力が必要不可欠であります。

当機構といたしましても、年金委員の皆様が従業員の方々に対して、年金制度や手続に関する周知活動を展開しやすくなるよう、より一層、研修や情報提供の内容の充実を図るとともに、厚生労働省と連携して、年金委員制度が幅広く認知されるよう取り組んでまいります。

引き続き、当機構の取組みにご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。総会開会にあ

たつてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

全国健康保険協会 北川博康理事長
鳥潟理事代読

全国健康保険協会の鳥潟と申します。理事長の北川が所用にて出席が叶いませんでしたので、代理として私からご挨拶申し上げます。

本日ご列席の各都道府県社会保険委員会連合会の皆様方には、日頃から協会けんぽの事業運営につきまして、多大なるご支援、ご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。平成20年10月に協会けんぽが発足し、16年目を迎え、健康保険委員の委嘱者の総数も昨年度末には32万人を超える委員数となりました。あらためて全国社会保険委員会連合会並びに健康保険委員の皆様方の協会けんぽへのお力添えに深く敬意を表しますとともに、ご支援に心から感謝申し上げます。

さて、協会けんぽを含む医療保険全般を取り巻く環境ですが、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年、高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、我々の負担する後期高齢者支援金は確実に増えていきます。また、医療の高度化による医療費の伸びが賃金を上回るという構造は解消されておらず、協会けんぽの財政は、引き続き極めて厳しい環境にあります。

そのような中、今年度の最重要課題としては、

「マイナンバーと保険証の一体化」であり、本年12月2日以降、新たな健康保険証は発行しないこととなります。

加入者の皆様に安心して医療機関に受診いただけるよう、協会けんぽといたしましても、最大限の取り組みが必要と考えており、次の2つを重点施策として実施してまいります。

まず、1点目は、マイナンバーを健康保険証として利用いただくための登録と利用の促進です。この間、協会けんぽでは、登録情報の正確性を確保するための取り組みや個人番号を登録いただくための勧奨等を実施してまいりましたが、最近の国の発表においての国民の利用率は6%台と、普及に向け非常に厳しい状況となっております。

国においては、この5月から7月を集中取組月間と定め、医療機関等への働きかけを強化しており、協会けんぽにおいても広報をはじめ一層の取り組みを進めてまいります。

2点目は、全加入者への資格情報等のご案内です。

協会けんぽでは、9月から全加入者の皆様に、健康保険の記号番号や資格取得年月日を記載した「資格情報のお知らせ」をお送りするとともに、登録いただいている加入者情報（マイナンバーの下4桁）の確認をお願いすることとしております。

このご案内は、事業主経由で加入者の皆様にお渡しいただきたいと考えておりますので、ご多忙の中、ご負担をお掛けすることになります。

が、全ての加入者に安心してマイナ保険証を利用いただきたいという思いによる取り組みでありますので、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

重ねてのお願いとなりますが、これらの事業の円滑な推進に対しまして、各都道府県社会保険委員会連合会の皆様方にもお力添えいただきますと幸甚に存じます。

また、今年度は、第4期医療費適正化計画、第4期特定健康診査等実施計画、第3期保健事業計画（データヘルス計画）等、多くの中期計画のスタートとなり、協会けんぽにおきましても、これらを確実に実施していくための第6期アクションプランを策定しております。

この第6期アクションプランにおいては、基盤的保険者機能の盤石化、戦略的保険者機能の一層の發揮、保険者機能強化を支える組織・運営体制等の整備を3つの柱として取り組むこととし、協会けんぽの基本使命を着実に遂行してまいりたいと考えております。

協会けんぽが保険者としての責務をしっかりと果たしていくためには、健康保険委員の皆様との橋渡しの役割が必要不可欠であり、全国社会保険委員会連合会の皆様をはじめ、健康保険委員、年金委員の皆様との連携がより一層重要であると考えております。引き続き、私ども協会けんぽへのより一層のご支援、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。これにてご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

1. 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大について

(1) 概要

令和6年10月1日（施行日）から「特定適用事業所」に該当する事業所の範囲が、厚生年金保険の被保険者数の総数が常時101人以上から常時51人以上に拡大されます。「特定適用事業所」に該当する事業所に勤務する短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険（社会保険）の加入対象となります。

短時間労働者の要件

- 勤務期間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下の条件にすべて該当する方は「短時間労働者」に該当します。
- ・週の所定労働時間が20時間以上であること
 - ・所定内賃金が月額8.8万円以上であること
 - ・2カ月を超える雇用の見込みがあること
 - ・学生ではないこと

特定適用事業所の要件

- ・法人事業所は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者を除き、共済組員を含む）の総数が、12カ月のうち6カ月以上51人以上であることが見込まれるときから、「特定適用事業所」に該当します。
- ・個人事業所は、適用事業所単位の厚生年金保険の被保険者数が、12カ月のうち6カ月以上51人以上であることが見込まれるときから、「特定適用事業所」に該当します。

(2) お知らせの送付・必要な手続き

日本年金機構では、令和6年9月以降、特定適用事業所に関するご案内を以下のとおり送付します。

①「特定適用事業所該当事前のお知らせ」の送付

特定適用事業所の要件を満たし、令和6年10月から特定適用事業所に該当する事業所に「特定適用事業所該当事前のお知らせ」を送付します。

- ・令和6年10月1日時点で特定適用事業所に該当したものと取り扱い、令和6年10月上旬に日本年金機構から「特定適用事業所該当通知書」を送付します。※特定適用事業所該当届の提出は必要ありません。
- ・加入対象となる短時間労働者がいる場合は「被保険者資格取得届」を令和6年10月7日までに提出する必要があります。

②「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」の送付

特定適用事業所の要件を満たす可能性のある事業所に「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」を送付します。

特定適用事業所の要件を満たす場合「特定適用事業所該当届」を提出する必要があります。

- ・加入対象となる短時間労働者がいる場合は「被保険者資格取得届」を提出する必要があります。

(3) その他

日本年金機構ホームページでは、適用拡大に関するガイドブックやQ&Aなどを掲載しています。適用拡大の詳しい内容は当機構ホームページもご覧ください。

URL：<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tekiyokakudai.html>

2. 日本年金機構ホームページ「年金委員通信ページ」のご案内

日本年金機構では、公的年金制度の普及・啓発活動にご協力いただく年金委員の役割などの紹介や、年金委員の皆様の活動に必要な情報をタイムリーに案内するよう、当機構HP内の「年金委員通信ページ」を活用し、委員の皆様への情報の発信を行っています。

《主な掲載内容》年金制度説明会および年金委員研修用資料、Topics 記事等

URL：<https://www.nenkin.go.jp/service/riyoushabetsu/cooperator/nenkiniin/tsuushin.html>

3. 退職後も地域型年金委員として活動をお願いします

会社を退職され、職域型の年金委員を辞退された後も、これまでの経験や知識を活かし、引き続き、地域型の年金委員として自治会など地域において活動していただくことができます。

地域型年金委員になるための手続きの詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。お近くの年金事務所にお問い合わせください。

マイナ保険証への円滑な移行にご協力をお願いいたします

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、現行の健康保険証は令和6年12月2日に廃止され、新規発行が終了※します。健康保険証の廃止により、マイナンバーカードでの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とした仕組みに移行することになります。

マイナ保険証については、医療DXを推進する基盤であるとともに、従来の健康保険証にはない多くのメリットがあります。主なメリットとしては2点ございます。

1点目は、データに基づくより良い医療が受けられます。過去に処方されたお薬や特定健診等の情報を、医師・歯科医師・薬剤師に口頭で正しく伝えることは困難ですが、受診時・調剤時にマイナ保険証を用いて受付し、情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師がスムーズに確認することができます。初めて受診する医療機関・薬局でも、患者本人が情報提供に同意すれば、医師・薬剤師がデータを確認することができるため、より良い医療が受けられます。

2点目は、手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月（月の初めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

従来は、支給を受けるために、医療機関・薬局の窓口で一度全額を支払った後に、支給申請書を提出する必要がありました。また、事前に「限度額適用認定証」を申請することで、窓口負担を上限額に抑えることができますが、もし申請が間に合わなかった場合は、高額な費用を一時的に支払わなければなりません。しかし、マイナ保険証で医療機関を受診すれば、「限度額適用認定証」がなくても、公的医療保険が適用される診療に対しては限度額を超える分を支払う必要がありません。

協会けんぽでは、マイナ保険証のメリット及び医療DX

推進を踏まえ、マイナ保険証の利用促進を図っていきたく考えていますので、まだマイナンバーカードをお持ちでない方やマイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない方は、この機会に是非マイナンバーカードのご申請及び利用登録をお願いいたします。

また、本年12月2日より健康保険証からマイナ保険証への移行がされますが、移行を円滑に進めるために健康保険委員の皆様には是非ともご協力いただきたい事項がございます。

令和5年6月1日にオンライン資格確認における迅速かつ正確なデータ登録の更なる徹底を図る観点から、健康保険法施行規則等の一部が改正されました。改正の内容としては、資格取得届・被扶養者異動届にマイナンバー（個人番号）の記載義務が法令上明確化され、事業主は事実の発生以後5日以内に資格取得届・被扶養者異動届を日本年金機構または協会けんぽへご提出いただくことになりました。今回の改正により、資格取得届等にはマイナンバーの記載が必須となるとともに氏名等の5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）については住民票に記載されている内容を記載いただくことが必要になります。マイナンバー等の情報に不一致がある場合は、マイナ保険証による医療機関の受診ができない場合やマイナンバーの確認のため当協会から事業所様に「マイナンバーカードの写し」や「マイナンバーが記載されている住民票の写し」等の提出を求められる場合がございます。そのため、事業所様よりご提出いただきます資格取得届・被扶養者異動届にはマイナンバー等を正確にご記載いただくようご理解とご協力をお願いいたします。

マイナ保険証の円滑な移行については健康保険委員様のご協力が不可欠と考えていますので今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は、最長、令和7年12月1日まで有効とする経過措置が設けられています。

年金委員（職域型）・健康保険委員委嘱者数（令和6年4月1日現在）

	都道府県	年金委員	健康保険委員
1	北海道	5,240人	9,310人
2	青森	1,759人	3,019人
3	岩手	2,535人	2,914人
4	宮城	3,168人	6,232人
5	秋田	1,729人	2,494人
6	山形	1,962人	3,105人
7	福島	2,599人	4,936人
8	茨城	2,647人	7,928人
9	栃木	2,447人	10,780人
10	群馬	2,255人	5,218人
11	埼玉	3,607人	10,486人
12	千葉	2,872人	7,080人
13	東京	10,177人	13,293人
14	神奈川	4,074人	24,827人
15	新潟	4,174人	8,558人
16	富山	2,120人	5,014人
17	石川	1,493人	6,950人
18	福井	1,722人	3,949人
19	山梨	1,468人	2,300人
20	長野	4,022人	5,483人
21	岐阜	2,523人	5,579人
22	静岡	5,155人	21,174人
23	愛知	5,212人	21,004人
24	三重	1,563人	3,501人

	都道府県	年金委員	健康保険委員
25	滋賀	1,443人	2,692人
26	京都	1,723人	6,106人
27	大阪	4,963人	19,182人
28	兵庫	3,336人	8,046人
29	奈良	983人	2,493人
30	和歌山	1,031人	3,562人
31	鳥取	1,283人	2,846人
32	島根	1,510人	2,791人
33	岡山	3,632人	4,313人
34	広島	4,168人	11,350人
35	山口	2,485人	4,161人
36	徳島	1,487人	1,930人
37	香川	2,853人	2,952人
38	愛媛	2,699人	3,911人
39	高知	1,327人	2,061人
40	福岡	5,410人	18,810人
41	佐賀	1,560人	2,441人
42	長崎	1,721人	3,127人
43	熊本	2,663人	7,673人
44	大分	1,657人	3,479人
45	宮崎	2,326人	4,796人
46	鹿児島	2,215人	3,415人
47	沖縄	1,449人	3,398人
	合計	130,447人	320,669人

